

インフルエンザ予防接種助成

高齢者および若年者の方などを対象にインフルエンザの予防接種の助成を行います。



| | | | | |
|------------------|---|-------------------------|-------|-----------------------------------|
| 助成対象年齢 ※接種日基準 | 生後6か月以上 13歳未満 | 13歳以上19歳未満 (高校3年生以下) | 65歳以上 | 満60歳以上65歳 未満で、特定の疾患 をお持ちの方※ |
| 助成回数 | 2回 | 1回 | | |
| 接種費用助成額 | 2,000円(1回) ※接種費用が助成額を超えた場合、その差額を医療機関にてお支払いください。 | | | |
| 対象期間 | 11月1日(月)～1月31日(月) ※医療機関によって、受付期間が異なりますので、接種前に医療機関に確認して下さい。 ※対象期間外に接種した場合は全額自己負担となります。 | | | |

○インフルエンザ予防接種の対象医療機関など詳細については、振興会で回覧されるチラシやホームページにて確認してください。

※特定の疾患とは、身体障害者手帳1級相当の、一定の心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害のことです。

お問い合わせ先 肝付町役場 健康増進課 ☎ 0994(65)2564

空き家の適正管理をお願いします

管理が行き届かないまま放置された空き家は、周辺環境に悪影響を及ぼします。また、老朽化が進むにつれ、雨風等による損壊の恐れが高くなります。2次災害を引き起こし、所有者(管理者)に損害賠償等の請求がなされる可能性もあります。

このような事態を引き起こさないよう、所有者(管理者)の責任で空き家等の適正管理を行ってください。

※条例では、空き家の所有者(管理者)に対し、適正管理義務を課しています。

空き家が管理不全状態で「特定空き家等」に認定された場合は、町が改善のための指導・勧告・命令等を段階に応じて行います。

●「管理不全状態」とは

- ・外壁、屋根その他の建築材の一部が剥落し、又は破損している状態
- ・雑草等が繁茂している状態
- ・ネズミ、ハエ、蚊等の衛生動物又は悪臭が発生している状態



●お金がかかります

空き家を放っておくと建物の改修や修繕、雑草の除去などに多額の費用がかかります。また、特定空き家等に指定され、必要な措置を取ることを勧告されると、土地の固定資産税課税標準の住宅用地特例措置から除外され、納税額が増えることとなります。

★空き家バンク制度を活用してみませんか★

空き家バンク制度を通じて、空き家の活用(売りたい・貸したい)を町がお手伝いします。交渉・契約等につきましては、当事者同士で行うこととなりますのでご注意ください。

詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先 肝付町役場 建設課 ☎ 0994(65)8424